



鳥取県公報

平成 29 年 4 月 28 日 (金)
第 8 8 9 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	包括外部監査契約の締結 (347) (行政監察・法人指導課) 2 指定自立支援医療機関の指定 (348) (障がい福祉課) 2 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (349) (東部福祉保健事務所) 2 指定居宅サービス事業者の指定の取消し (350) (〃) 2 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し (351) (〃) 2 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (352) (〃) 3 物品売払代金の徴収事務の委託 (353) (農業大学校) 3 保安林の指定の解除予定 (354) (森林づくり推進課) 3 土地改良区の役員の就退任 (355) (東部農林事務所) 4 建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (356) (県土総務課) 4 開発行為に関する工事の完了 (357) (西部総合事務所生活環境局) 9 土地改良区の役員の就退任 (358) (西部総合事務所農林局) 9
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 10

告 示

鳥取県告示第347号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 鳥取市吉成南町二丁目4-7
氏名 岸本 信一
- 2 契約期間の始期 平成29年4月1日
- 3 費用の額の算定方法 915万円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社エルフィス	米子市両三柳193-3	エルルの訪問看護	米子市両三柳193-3	精神通院医療	平成29年5月1日

鳥取県告示第349号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
鳥取商事株式会社	デイサービスセンターのどか	鳥取市相生町二丁目452-1	平成29年3月15日	平成29年4月30日	通所介護

鳥取県告示第350号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取り消したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	取消年月日	サービスの種類
株式会社リライフ	N o r l a	鳥取市湖山町東四丁目61	平成29年4月30日	通所介護

鳥取県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	取消年月日	サービスの種類
株式会社リライフ	N o r l a	鳥取市湖山町東四丁目61	平成29年4月30日	介護予防通所介護

鳥取県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	取消年月日
株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	N i c o C a r e	鳥取市湖山町東四丁目61	生活介護	平成29年4月30日
〃	〃	N i c o R e h a	〃	自立訓練（機能訓練）	〃

鳥取県告示第353号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

(1) 生産品

鳥取中央農業協同組合
せきがね犬狹観光株式会社
地方卸売市場倉吉青果株式会社
大山乳業農業協同組合
有限会社真栄農産

(2) 牛

J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第354号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年4月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市金沢字坂津山分683の4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大口径土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月28日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事	高 見 則 夫	鳥取市蔵田245
〃	花 山 英 夫	鳥取市円通寺821-4
〃	山 下 貞 雄	鳥取市中大路127
〃	下 田 弘 人	鳥取市宮長95
〃	西 尾 義 昭	鳥取市数津164
〃	奥 田 兼 之	鳥取市馬場259-21
〃	村 山 博 康	鳥取市雲山107-1
〃	山 田 祐 治	鳥取市美和117
〃	村 田 幸 範	鳥取市馬場214-1
監 事	杉 浦 爲 佐 夫	鳥取市国安950-1
〃	藤 岡 芳 満	鳥取市古市637

平成29年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	高 見 則 夫	鳥取市蔵田245
〃	花 山 英 夫	鳥取市円通寺821-4
〃	山 下 貞 雄	鳥取市中大路127
〃	霜 田 勝 年	鳥取市市場140
〃	西 尾 義 昭	鳥取市数津164
〃	奥 田 兼 之	鳥取市馬場259-21
〃	八 田 千 賀 男	鳥取市大杣187
〃	山 田 祐 治	鳥取市美和117
〃	村 田 幸 範	鳥取市馬場214-1
監 事	澤 田 岩 雄	鳥取市国安181-11
〃	中 尾 道 雄	鳥取市古市231

平成29年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第356号

平成29年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例

を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用されるものの一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定調達工事資格」という。）、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

なお、平成 28 年鳥取県告示第 425 号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づいて認定された資格を有する者は、当該資格及びこの告示に基づいて認定された資格のいずれも有する者とみなす。

平成 29 年 4 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第 3 条第 1 項の建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効かつ最新のものに限る。）を受けており、当該審査に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を入札参加資格の申請の日（以下「申請日」という。）までに受理していること。
- (4) 直前審査に係る審査基準日前 1 年間（希望工種が、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては 2 年間、土木一式工事（同表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては 5 年間）又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の中区分、その他の工種にあつては同表の最小の区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績（希望工種が建築一式工事（同表の中区分の欄に掲げる解体に限る。）の場合にあつては、建築物の新築に伴う解体工事の実績を含む。）があること。
- (5) 国税及び地方税（地方消費税及び鳥取県の県税に限る。以下同じ。）に未納税額がないこと。
- (6) 県内に本店を有する者にあつては、2 の(1)のアの(ア)のeに定める労働保険料納付証明書に未納税額がないこと。
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (8) 2 の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 平成 29 年度鳥取県特定調達工事資格申請書（様式第 1 号）、入札参加資格希望票（様式第 2 号）及び次に掲げる書類

(ア) 県内に本店を有する建設業者

- a 申請日までに受けた経営事項審査の結果通知書の写し（直前審査に係る経営規模等の評価の申請と同時に特定調達工事資格申請書を提出する場合を除く。）
- b 工事経歴書（様式第 3 号）（直前審査に係る審査基準日前 1 年間に工事実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事実績がある場合に限る。）
- c 国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前 3 月以内に交付された次に掲げる納税証明書
 - (a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式（以下「第 9 号書式」という。）その 3 の 3）並びに鳥取県の県税に係るもの
 - (b) 個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第 9 号書式その 3 の 2）並びに

鳥取県の県税に係るもの

d 建設業許可の通知書の写し

e 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格申請を行う日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）

(イ) 県外に本店を有する建設業者

a 経営事項審査の結果通知書の写し

b 営業所一覧（様式第 4 号）

c (ア)の b の書類

d 県内に営業所、事業所等を有する者にあつては、(ア)の c の納税証明書

e 県内に営業所、事業所等を有しない者にあつては、国税及び地方税に未納がないことを証する申請日前 3 月以内に交付された次に掲げる納税証明書

(a) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第 9 号書式その 3 の 3）

(b) 個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第 9 号書式その 3 の 2）

f 建設業許可の証明書（申請日から 3 月以内に発行されたものに限る。）の写し

g 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日から 3 月以内に発行されたものに限る。）

h 入札の参加等の権限の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

イ 様式第 1 号、様式第 2 号又は様式第 4 号の書類の記載事項に変更を生じた場合は、平成 29 年度鳥取県特定調達工事資格申請事項変更届（様式第 5 号）を(5)の提出先に提出すること。

(2) 提出書類の入手方法

提出書類の各様式については、随時、インターネットの鳥取県県土整備部県土総務課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/34546.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者は、直接(5)の提出先にて午前 9 時から午後 5 時までに入手すること。

(3) 提出時期

随時

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参し、又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵送又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 電話 0857-26-7347、7454）

(6) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成 28 年 10 月 1 日以後に会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として特定調達工事資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に特定調達工事資格が付与されているときは、特定調達工事資格の再認定を申し出なければならない。

4 特定調達工事資格の審査結果の通知

特定調達工事資格の審査結果については、文書により通知する。

5 特定調達工事資格の有効期間

特定調達工事資格を付与された日から平成31年3月31日（特定調達工事資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合にあつては、知事が当該事実を確認した日の前日）までとする。

別 表

発注工事種別									
大区分	略号	中区分	小区分	略称	大区分	略号	中区分	小区分	略称
土木一式工事	(ロ)	一般	-	土木一般	鉄筋工事	(筋)	-	-	鉄筋工事
		プレストレスト・コンクリート	-	P C	ほ装工事	(ほ)	一般	-	ほ装一般
		港湾	-	港湾工事	しゅんせつ工事	(し)	アスファルト	-	アスファルト
建築一式工事	(建)	一般	-	建築一般	板金工事	(板)	-	-	板金工事
		解体	-	建築解体	ガラス工事	(ガ)	-	-	ガラス工事
大工工事	(大)	-	-	大工工事	塗装工事	(塗)	一般	-	塗装一般
左官工事	(左)	-	-	左官工事	区画線工	(線)	区画線工	-	区画線工
		一般	-	とび等一般	防水工事	(防)	-	-	防水工事
とび・土工・コンクリート工事	(七)	交通安全施設	-	交通安全施設	内装仕上工事	(内)	一般	-	内装一般
		法面一般	一般	法面一般	機械器具設置工事	(機)	量工	-	量工
		法面植生工	法面植生工	法面植生工	熱絶縁工事	(絶)	-	-	熱絶縁工事
		法面保護工	法面保護工	法面保護工	電気通信工事	(通)	-	-	電気通信工事
		落石防止網工	落石防止網工	落石防止網工	造園工事	(園)	-	-	造園工事
石工事	(石)	-	-	石工事	さく井工事	(井)	-	-	さく井工事
		アンカー工	アンカー工	アンカー工	建具工事	(具)	-	-	建具工事
屋根工事	(屋)	-	-	屋根工事	水道施設工事	(水)	-	-	水道施設工事
		電気工事	電気工事	電気工事	消防施設工事	(消)	-	-	消防施設工事
管工事	(管)	-	-	管工事	清掃施設工事	(清)	-	-	清掃施設工事
		タイル等工事	タイル等工事	タイル等工事	解体工事	(解)	-	-	解体工事
鋼構造物工事	(鋼)	一般	-	鋼構造物一般	鋼構造物一般	(鋼)	-	-	鋼構造物一般
		鋼橋	鋼橋	鋼橋	鋼橋	(鋼)	-	-	鋼橋

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種別に対応）-中区分-小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。
 (例) 土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理（アンカー工））、水道施設工事
- 2 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
 ①船舶を使用して実施する工事、②潜水工を使用し実施する工事、③船舶及び潜水工を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事
- 3 土木解体に係る工事は、ダム、橋、防波堤等の構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事とする。
- 4 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300平方メートルを超えるものの解体に係る工事及びこれらに類似する工事とする。

鳥取県告示第357号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年4月28日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年2月15日 鳥取県指令第201600171125号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市三軒屋町字砂屋敷4366-3の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市夕日ヶ丘一丁目28
杉山千樹 杉山志帆

鳥取県告示第358号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月28日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|----|-------|--------------|
| 理事 | 井原 孝 | 西伯郡伯耆町上細見351 |
| 〃 | 石崎 潔 | 西伯郡伯耆町立岩71-1 |
| 〃 | 田村 辰祥 | 西伯郡伯耆町吉定127 |
| 〃 | 松田 孝義 | 西伯郡伯耆町吉定244 |
| 〃 | 野坂 賢一 | 西伯郡伯耆町岸本208 |
| 〃 | 三宅 幸親 | 西伯郡伯耆町押口51 |
| 〃 | 勝部 明吉 | 西伯郡伯耆町遠藤367 |
| 〃 | 野坂 次雄 | 米子市石州府448 |
| 〃 | 船越 千秋 | 米子市福万232 |
| 〃 | 福島 康孝 | 米子市福万183 |
| 〃 | 中本 高夫 | 米子市尾高101-39 |
| 〃 | 松村 博隆 | 米子市尾高1189 |

平成29年4月18日退任

就任した役員の氏名及び住所

- | | | |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 谷村 隆 | 西伯郡伯耆町上細見308-2 |
| 〃 | 石崎 均 | 西伯郡伯耆町立岩326 |
| 〃 | 仲田 良文 | 西伯郡伯耆町吉定125 |
| 〃 | 有木 英昭 | 西伯郡伯耆町吉定58 |
| 〃 | 野坂 賢一 | 西伯郡伯耆町岸本208 |
| 〃 | 仲田 正人 | 西伯郡伯耆町押口46 |
| 〃 | 勝部 明吉 | 西伯郡伯耆町遠藤367 |
| 〃 | 野坂 次雄 | 米子市石州府448 |
| 〃 | 船寄 隆 | 米子市福万266 |
| 〃 | 福島 公明 | 米子市福万183 |

〃 中 本 高 夫 米子市尾高101-39

〃 松 村 博 隆 米子市尾高1189

平成29年 4 月 19日就任 任期 4 年

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 4 月 28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
岩美都市計画下水道 岩美町公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目 220）